

市民税・県民税(国民健康保険税) 申告の手引き

1. 市民税・県民税(国民健康保険税)の申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、大仙市にお住まいの方

→2ページ以降を参考に所定事項を記入して、市・県民税申告書を提出してください。

ただし、以下に該当する方は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

- ・税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- ・給与所得以外に所得がない方で、勤務先で年末調整を済ませている方(医療費控除、雑損控除等の控除の追加を申告をする方を除きます)
- ・大仙市に住所がある方の被扶養者で所得がまったくない方

大仙市では、申告書を、前年申告時に自分で申告書を記載して提出(郵送含む)した方などにのみ送付しています。申告書等が必要な場合は、市ホームページでダウンロードいただくか、税務課または各支所市民サービス課税務担当までご連絡ください。なお、所得税の確定申告書及び通知等が税務署から送付される予定の方には、申告書は送付しておりません。

2. 申告書の提出期限

申告書の提出期限は、**令和7年3月17日(月)**です。

3. 申告の受付場所及び日程について

◆「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)をご覧ください。

◆お住まいの地区別に申告日を指定させていただいております。

できるだけ混雑を緩和するため、お住まいの地区(町内・集落)毎に、申告日時及び申告会場を指定させていただいておりますので、なるべくご自分のお住まいの指定日においでください(同封の地域別申告日程表をご覧ください)。指定日にご都合の悪い方に限り、指定日以外でも申告を受付いたします。

◆日曜日に申告相談を行います。

今年も日曜申告を行います。各地域により日程が異なりますので、来場の前に必ず「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)を確認くださるようお願いいたします。

◆申告の受付時間は

＜午前の受付＞ 8:45～11:30(開場時間は8:30です。)

＜午後の受付＞ 13:00～15:30(日曜日のみ13:00～15:00)

となっております。なお、混雑等の理由により、午前に受付した場合でも、申告が午後になる場合がありますのでご了承ください。

※受付時間が変わりました。お間違えのないよう注意してください。

4. 収入の無い方・収入が非課税所得(障害年金や遺族年金など)のみの方の申告

① まず、住所・氏名・電話番号・マイナンバー(個人番号欄へ)を記入してください。

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書										整 理 番 号					
大仙市長 あて (受付印)			現 住 所		大仙市大曲花園町1-1					業種又は職業		無 職			
			1月1日現在の住所		同 上					電 話 番 号		63-1111			
			フリガナ		ダイセン ジロウ										
提出年月日			氏 名		大 仙 二 郎			個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9					
年	月	日	氏	名											
7	3	1	生年月日	大・平・令	30	・	1	・	1	世帯主の氏名	大仙二郎		続柄	本人	

表

② 次に、申告書の表面下部【※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄】に下記の【記入のしかた】を参考に記入してください。

【記入のしかた】

- 1) 遺族年金、障害年金、雇用保険、労災保険等を受給されていた方は、1へ年金・保険等の名称と金額を記載してください。
- 2) 学生であった為、収入がなかった方は、2へ学校名と卒業見込み年月を記載してください。
- 3) 親族の扶養となっていた方は、3へ扶養者の住所・氏名・続柄を記載してください。
- 4) 1～3のいずれにも該当しない方は、4へ生活状況等を記載してください。
(預貯金をとりくずして生活していた。入院していた。等)

【記入例】を参考に該当する部分のみ記入してください。

【記入例】

※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄

1. 遺族年金・障害年金等または、雇用保険・労災保険等を受給していた。 (年金・保険の種類) 障害年金 (年間受給額) 813,700 円		3. 下記の方に扶養されていた。(仕送りを受けていた。) 住所 秋田市山王1丁目1-1 氏名 大仙 三郎 続柄 子	
2. 学生であった。 学校名 ○○大学 (令和 7 年 3 月卒業見込み)		4. 1～3以外の方は前年の生活状況を記入してください。 預貯金をとりくずして生活していた。	

◆ 市・県民税申告書は郵送で提出することもできます。申告書をすべて自分で記入することができる方は、下記まで郵送してください。その際、申告者の①マイナンバーカードの写し又は、②マイナンバー通知カードの写しと身分証明書の写し(運転免許証、保険証等)を同封してください。
※ 申告書は直接、税務課または各支所市民サービス課税務担当窓口に提出していただいても結構です。
ただし、税務課及び税務担当窓口(申告会場以外)では、申告相談(申告書作成)を行っておりませんのでご注意ください。

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
大仙市税務課 市民税班 あて

5. 申告相談をするときに必要なもの

- ◆ 申告者の①マイナンバーカード又は、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)(※扶養控除や事業専従者控除の申告をする場合は、その方のマイナンバーも必要です。)
- ◆ 税務署から送付された確定申告書やハガキ。
- ◆ 給与所得または公的年金所得がある方は、源泉徴収票の原本。
- ◆ 事業を営んでいる方は、仕入れ・売上等の帳簿や必要経費の領収書。また、申告時には、別紙「収支内訳書」を記載して提出して下さい。
- ◆ 農業所得がある方は「収支計算ノート」または「収支内訳書」。
- ◆ 医療費控除又は、医療費控除の特例を受けられる方は「医療費控除の明細書」。
※ 医療費の明細書とは、「医療を受けた人」・「病院、薬局等医療費の支払先」ごとに「医療費又は医薬品の額」や「保険等で補てんされた額」等をまとめたものです。申告の際に12ページをご利用ください。
- ◆ 社会保険料控除関係の領収書。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・雇用保険料・各種健康保険料・任意継続の社会保険料など。
- ◆ 雑損・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・寄附金・障害者・勤労学生の各控除を受けられる方は、証明書・領収書・障害者手帳などが必要です。
※ 障害者手帳を持っていないが、家族に寝たきりの方などがいる場合、福祉事務所長が交付する障害者控除認定書を提示することにより、障害者控除の適用を受けることができます。認定書の必要な方は市役所高齢者包括支援センター(Tel0187-63-1111内線178)へ申請してください。
- ◆ 所得税の還付申告をする場合は、申告者本人名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)を確認できるもの。
※ 各種控除額、事業の経費額、給与収入金額などは通帳で確認できる場合がありますので、領収書等を無くした場合は、通帳をご持参ください。
※ 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける場合は、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です。

6. その他のお知らせ

- ◆ マイナンバーの記載について
マイナンバー制度の導入により、申告書を提出される方のほかに控除対象配偶者や控除対象扶養親族及び事業専従者の方などのマイナンバーの記載が必要となりました。
また、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられていますので、申告の際に申告者(納税者)の確認をさせていただくことになります。
本人確認は、①マイナンバーカード(個人番号カード)又は②マイナンバー通知カード及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、申告の際には、これらの本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただくことになります。
また、控除対象配偶者や控除対象扶養親族及び事業専従者の方のマイナンバーについては、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、マイナンバーを控えたメモ等)をご提示ください。

- ◆ 雪下ろし費用について
雪害で住宅・家財などに被害を受けられた方や、家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などで5万円を超える金額を支出された方は、雑損控除として費用の一部が所得から控除される場合があります。(支出した費用が還付されるものではありません。また、今回の申告で対象となるのは、令和6年中に支出した分です。)

各所得金額及び所得控除のあらまし

■ 所得の種類

種 類		あ ら ま し	申告書記入欄	
			収 入	所 得
営 業 等		卸売業、小売業、製造業、建設業、運送業、飲食業、サービス業、畜産業、漁業、外交員など	ア	①
農 業		米、野菜、果樹、たばこ、花などの生産、農家が経営する家畜、肥育、酪農など	イ	②
不 動 産		地代、家賃、土地家屋の権利金、小作料など	ウ	③
利 子		国外の銀行等に預けた預金利子など所得税で総合課税となるもの	エ	④
配 当		株式の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益金の分配金など	オ	⑤
給 与		俸給や給与、賃金、賞与などの所得	カ	⑥
雑	公 的 年 金 等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金など	キ	⑦
	業 務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引など	ク	⑧
	そ の 他	生命保険の年金（個人年金保険）など	ケ	⑨
総合課税の譲渡		機械、車輛、営業権、土石類などの譲渡	コ・サ	⑩
一 時		賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など	シ	⑪
分離課税の譲渡		土地や建物等の譲渡による所得。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下が短期譲渡、それ以外は長期譲渡	分 離	
山 林		山林（立木）伐採の譲渡	分 離	
株式等の譲渡		株式等の譲渡	分 離	
上場株式等の配当		分離課税を選択した上場株式等の配当	分 離	
先 物 取 引		商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引における個人の所得で一定のもの	分 離	

■ 所得から差し引かれる金額（所得控除）

種 類	あ ら ま し	申告書記入欄
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払がある場合	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約にかかる掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる掛金の支払がある場合	⑭
生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払がある場合	⑮
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合	⑯
寡婦、ひとり親控除	寡婦かひとり親である場合	⑰～⑱
勤労学生、障害者控除	勤労学生である場合。あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	⑲～⑳
配偶者（特別）控除	生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除	㉑～㉒
扶養控除	控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合	㉓
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除	㉔
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や、雪下ろし費用等	㉖
医療費控除	1年間に支払った医療費や特定一般用医薬品等購入費が、一定額以上ある場合	㉗

令和7年度 市民税・県民税（個人住民税）及び森林環境税（国税）の税額計算について

●税額の算出方法 年税額＝均等割額＋所得割額

- ・均等割額 市民税：3,000円 県民税：1,800円 森林環境税（国税年額1,000円）
 - ・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額
- ※税率・・・市民税6％ 県民税4％

●市民税・県民税がかからない方

均等割も所得割もかからない方

生活保護法による生活扶助を受けている方
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
前年の合計所得金額が次の額以下の方
扶養親族のない方 38万円 扶養親族のある方 28万円×（本人＋扶養親族）＋26.8万円

所得割がかからない方

前年の総所得金額等が次の額以下の方
扶養親族のない方 45万円 扶養親族のある方 35万円×（本人＋扶養親族）＋42万円

※合計所得金額……………損失の繰越控除前の総所得金額等
※総所得金額等……………総所得金額に土地建物・株式等の譲渡所得などの分離所得を加えた額
※総所得金額……………下表㉒に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額

●税額簡易計算表

（税額控除額はその年の所得や所得控除の種類、金額により変動しますのでこの表では除いています。）

区 分			金 額	
所得 から 差 し 引 か れ る 金 額	営 業 等		①	
	農 業		②	
	不 動 産		③	
	利 子		④	
	配 当		⑤	
	給 与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
		合 計	⑩	
	総合譲渡・一時		⑪	
	合計（①～⑪の計）		⑫	
所得 から 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除		⑬	
	小規模企業共済等掛金控除		⑭	
	生命保険料控除		⑮	
	地震保険料控除		⑯	
	寡婦・ひとり親控除		⑰⑱	
	勤労学生・障害者控除		⑲⑳	
	配偶者（特別）控除		㉑㉒	
	扶養控除		㉓	
	基礎控除		㉔	
	⑬～㉔までの計		㉕	
税 額 の 計 算	雑損控除		㉖	
	医療費控除		㉗	
	合計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘	
	課税総所得金額（㉘―㉘）		㉙	

㉙…1,000円未満切捨て

区 分			市民税	県民税
税 額 の 計 算	税額控除前所得割 課税総所得金額×税率 ㉙×市民税6%、県民税4%	⑳		
	所得割額 ㉙から100円未満切捨て	㉑		
	均等割額	㉒		
	合計税額（㉑＋㉒）			
	市・県民税合計税額			

令和7年度 市・県民税申告相談日程表

★申告会場が変わります(大曲・仙北・南外地域)
(大曲・仙北地域)
2月…仙北ふれあい文化センター(合同開催)
3月…大曲中央公民館(大曲地域)
さくまる館(仙北地域)
(南外地域)
全日程…南外コミュニティセンター
(南外支所隣り)

★申告時間＜受付時間＞
＜午前受付＞ 8：45～11：30
(開場8：30)
＜午後受付＞13：00～15：30
(日曜日のみ13：00～15：00)
※混雑により午前中に受付した場合でも、申告が
午後になる場合がありますのでご了承願います。

★来場の際は感染予防対策にご協力ください。
せきや発熱などの症状がある方や体調がすぐれ
ない場合は、申告相談をご遠慮ください。

★なるべく地区指定日においでください。
混雑を緩和するため、同封の地域別日程表のと
おり、申告日時及び申告会場を指定させていた
だいておりますので、なるべくご自分のお住ま
いの指定日においでください。どうしてもご都
合が悪い方は、いずれの会場でも申告を受付し
ますので、日程表をご確認の上、ご都合の良い
日に申告をお済ませください。

★日曜日に申告相談を行います。
＜2月23日＞
(大曲地域、仙北地域)
仙北ふれあい文化センター
イベントホール

＜3月2日＞
(大曲地域) 大曲中央公民館大研修室
(神岡地域、南外地域)
神岡支所3階大会議室
(中仙地域) 中仙農村環境改善センター
多目的ホール

＜3月9日＞
(大曲地域) 大曲中央公民館大研修室
(西仙北地域、協和地域)
西仙北支所3階会議室
(太田地域) 太田文化プラザ1階生活実習室

★申告期間中は、申告会場以外での申告相談は受
付できません。

★申告はできるだけお早めに
日程の後半になりますと、大変混み合いますの
で、できるだけ早い時期に済ませましょう。

月	日	曜日	大曲・仙北地域	大曲地域	神岡地域
会 場			仙北ふれあい文化センター イベントホール	大曲中央公民館 大研修室	神岡支所 3階大会議室
2	7	金			
	8	土			
	9	日			
	10	月			●
	11	火			
	12	水			
	13	木			●
	14	金	●		
	15	土			
	16	日			
	17	月			
	18	火	●		●
3	19	水	●		
	20	木	●		●
	21	金	●		
	22	土			
	23	日	★		
	24	月			
	25	火	●		
	26	水	●		●
	27	木	●		
	28	金			●
	1	土			
	2	日		★	★
3	3	月			
	4	火		●	●
	5	水		●	
	6	木		●	
	7	金		●	●
	8	土			
	9	日		★	
	10	月			
	11	火		●	●
	12	水		●	
	13	木		●	●
	14	金		●	●
3	15	土			
	16	日			
	17	月		●	

● … 平日の申告開催日
★ … 日曜申告(全地区)

(令和7年2月7日～令和7年3月17日)

月	日	曜日	西仙北地域	協和地域	南外地域	中仙地域	仙北地域	太田地域
会 場			西仙北支所 3階会議室	協和支所 4階大会議室	南外コミュニティセンター 文化活動室	中仙農村環境改善 センター多目的ホール	さくまる館 大研修室	太田文化プラザ 1階生活実習室
2	7	金	●	●		●		●
	8	土						
	9	日						
	10	月		●		●		
	11	火						
	12	水	●		●	●		●
	13	木		●		●		
	14	金	●	●				●
	15	土						
	16	日						
	17	月	●		●	●		●
	18	火		●				
3	19	水	●	●				●
	20	木	●			●		
	21	金				●		
	22	土						
	23	日						
	24	月						
	25	火		●	●			●
	26	水	●			●		
	27	木	●		●	●		
	28	金		●				
	1	土						
	2	日				★		
3	3	月	●		●		●	●
	4	火		●		●	●	
	5	水	●	●				●
	6	木	●		●	●	●	
	7	金		●		●		●
	8	土						
	9	日	★					★
	10	月	●		●	●	●	
	11	火	●			●		●
	12	水	●		●		●	
	13	木		●		●		●
	14	金	●			●		●
3	15	土						
	16	日						
	17	月	●	●		●	●	

◎地域別の地区割り日程については、別紙地域版日程表又は大仙市ホームページをご覧ください。
※地域版日程表は、広報1月1日号と一緒に全戸配付もしております。

令和6年分 医療費控除等計算書

(令和6年1月1日～令和6年12月31日支払い分)

※医療費控除と医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)は、どちらか一方の選択適用です。

①医療を受けた 方の氏名	②病院・薬局等 の名称	③医薬品の名称	支払った医療費又 は医薬品の額	保険金等で補てん される金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計			A 円	B 円

(※従来の医療費控除の場合、③医薬品の名称は記入不要)

○従来の医療費控除

医療費控除額 = 円 - (所得の5%か10万円のいずれか少ない方)

= 円 (上限 2,000,000円)

○医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)を選択した場合

医療費控除額 = 円 - 12,000円 = 円
(上限 88,000円)

◆市・県民税申告に関するお問合せは・・・

担 当 課	電 話 番 号
市民部税務課	0187-63-1111 (内線111/108)
神岡支所市民サービス課	0187-72-4602
西仙北支所市民サービス課	0187-75-2964
中仙支所市民サービス課	0187-56-2117
協和支所市民サービス課	018-892-3693
南外支所市民サービス課	0187-74-2116
仙北支所市民サービス課	0187-63-3003
太田支所市民サービス課	0187-88-1117

◆所得税確定申告に関するお問合せは・・・

大曲税務署 0187-62-2191

◆所得税確定申告はe-Tax(電子申告)が便利です!・・・詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

①添付書類の提出省略 ②還付金がスピーディーなどのメリットがあります。